

ID: 5194

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	施行者の変動による規約の認可		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第51条第3項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【根拠条文】 (施行者の変動) 第51条 3 1人で施行するマンション建替事業において、前2項の規定により施行者が数人となったときは、そのマンション建替事業は、第5条第2項の規定により数人共同して施行するマンション建替事業となるものとする。この場合において、施行者は、遅滞なく、第45条第1項の規約を定め、その規約について都道府県知事等の認可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日